

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30年(2018年)7月に「北谷町第4次障がい者計画」、令和3年(2021年)3月に「北谷町第6期障害福祉計画及び北谷町第2期障がい児福祉計画」を策定し、「障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷」を目標像に保健、福祉、医療、就労、保育、教育等に関する総合的な障がい者施策を展開してきました。

この間、我が国においては、令和3年(2021年)に医療的ケア児支援法の制定、障害者差別解消法の改正(事業者による合理的配慮の提供の義務化)、令和4年(2022年)に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、児童福祉法の改正(障害児入所施設の22歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化)、障害者総合支援法等の一部改正(地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援)、令和5年(2023年)に障害者基本計画(第5次)の策定など、障がい者施策に関する法令等の成立・改正が次々と打ち出されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、町民生活に様々な影響を及ぼし、とりわけ障がいのある人にとっては「新しい生活様式」の実践が求められる中、相談支援の機会の喪失やオンライン活用の拡大による情報取得に困難を抱えるなど、大きな影響を受けることとなりました。

こうした、障がいのある人を取り巻く状況が変化する中、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、共生社会を実現していくことや、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。

本町においても障がいのある人も、ない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを更に推し進めていく必要があります。

本計画は国・県の動向を踏まえるとともに、本町の実情を把握した上で、すべての人が住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていけるよう、町の分野横断的な取り組みや、関係機関、関係団体、企業、住民等地域の様々な資源のネットワークを強化するなどにより、障がい者施策の計画的・総合的な推進を図るための指針とし策定します。

2. 計画の対象

本計画の対象となる「障がいのある人(こども)」「障がい者(児)」は、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

3. 障がい者施策の動向

以下に、前期計画以降(平成30年(2018年)以降)の関連法等の動向を整理します。

年	月	内 容
平成30年 (2018年)	6月	<u>障害者の文化芸術活動の推進に関する法律</u> 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。
	11月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、基本理念に「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明記するとともに、バリアフリーのまちづくりの取組強化などが施行されました。
平成31年 (2019年)	4月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、貸切バス等の導入時におけるバリアフリー基準適合の義務化などが施行されました。
令和元年 (2019年)	6月	<u>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</u> 視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。 <u>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正</u> 障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が規定されました。 <u>農福連携等推進ビジョンの決定</u> 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。政府の省庁横断会議によって、農福連携等に取り組み主体を新たに3,000創出することを目標に掲げた「農福連携等推進ビジョン」が決定されました。
	10月	<u>子ども・子育て支援法の一部改正</u> 就学前の障がい児を支援するため、児童発達支援等の利用者負担の無償化が施行されました。
令和2年 (2020年)	6月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 障がい者等へサービス提供できる施設の情報提供の促進、市町村が定める移動等円滑化促進方針への「心のバリアフリー」(教育啓発特定事業等)に関する項目の追加などが施行されました。
令和3年 (2021年)	4月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 公共交通事業者等に対するソフト基準(スロープ板の適切な操作等)の遵守義務の創設、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」などが施行されました。
	5月	<u>障害者差別解消法の一部改正</u> 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化などが規定されました。
	6月	<u>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律</u> 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止と安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)が施行されました。

年	月	内 容
令和4年 (2022年)	5月	<u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法</u> 全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めた「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。
	6月	<u>児童福祉法の一部改正</u> 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、障がい児に関して①児童発達支援類型(福祉型、医療型)の一元化、②障害児入所施設の入所児童について22歳までの入所継続を可能とする自立支援の強化が規定されました。
	12月	<u>障害者総合支援法等の一部改正</u> 障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースの整備等の措置が規定されました。

4. 社会情勢の変化

(1)新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

令和2年(2020年)1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、町民の生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等の課題が生じています。

さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がいのある人もいます。

このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がいのある人を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がいのある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進める必要があります。

以下に、新型コロナウイルス感染症の動向を整理します。

年	月	新型コロナウイルス感染症の発生状況	日本国内の動向
令和2年 (2020年)	1月	・日本国内で感染者第一例目を確認 ・WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言	
	2月	・沖縄県内で初感染者を確認	・新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症に指定 ・全国の小中高校に一斉休校要請
	3月	・第1波(3月下旬～5月頃)	・新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正する法律公布
	4月		・全国へ緊急事態宣言拡大
	7月	・第2波(7月～8月頃)	
令和3年 (2021年)	11月	・第3波(11月～3月頃)	
	2月		・ワクチン接種開始 ・まん延防止等重点措置の新設
	3月	・第4波(3月下旬～4月頃)	
	7月	・第5波(7月～9月頃) デルタ株の猛威	・2020東京オリンピック開催
	9月		・緊急事態宣言すべての地域で解除
令和4年 (2022年)	1月	・オミクロン株による感染急増	
	3月		・水際対策緩和 観光を除く外国人の入国再開
	8月	・沖縄県の感染者数ピーク(約6千人)	
令和5年 (2023年)	2月		・マスク着用個人判断へ
	5月		・5類感染症へ移行

(2)持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、平成27年(2015年)9月、国連サミットにおいて採択され、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標です。

令和12年(2030年)を達成年限として、17のゴールと169の細分化されたターゲットから構成されます。

本町においても、「第六次北谷町総合計画」(令和4年(2022年)3月)において、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えるため、総合計画の各分野において関連する目標指標を掲げています。

本計画の推進に当たっても、上記を踏まえ、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」という理念のもと、SDGsを推進します。



本計画と連携する SDGs



5. 障がい者計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者計画は、障害者基本法の第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」で、市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ策定する、市町村における障がいのある人のための施策に関する計画となります。また、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とすることとしています。国の障害者基本計画(第5次)では下記の11分野の施策を掲げています。

<国の「障害者基本計画」(第5次)の各論の主な内容(11の分野)>

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | ⑥保健・医療の推進 |
| ②安全・安心な生活環境の整備 | ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | ⑧教育の振興 |
| ④防災、防犯等の推進 | ⑨雇用・就業、経済的自立の支援 |
| ⑤行政等における配慮の充実 | ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | ⑪国際社会での協力・連携の推進 |

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項を定める計画となります。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策、その他障がい児支援の円滑な実施に関する事項を定める計画となります。

両計画とも、「障がい者計画」における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供に関し、その供給体制の確保を図るもので、具体的な数値目標を掲げた実施計画としての性格を持ちます。

● 障害福祉計画

- ・成果目標や障害福祉サービス等の見込み量の設定
- ・成果目標の達成方策や障害福祉サービス等の確保方策
- ・地域生活支援事業の見込み量の設定及び実施に関する方策

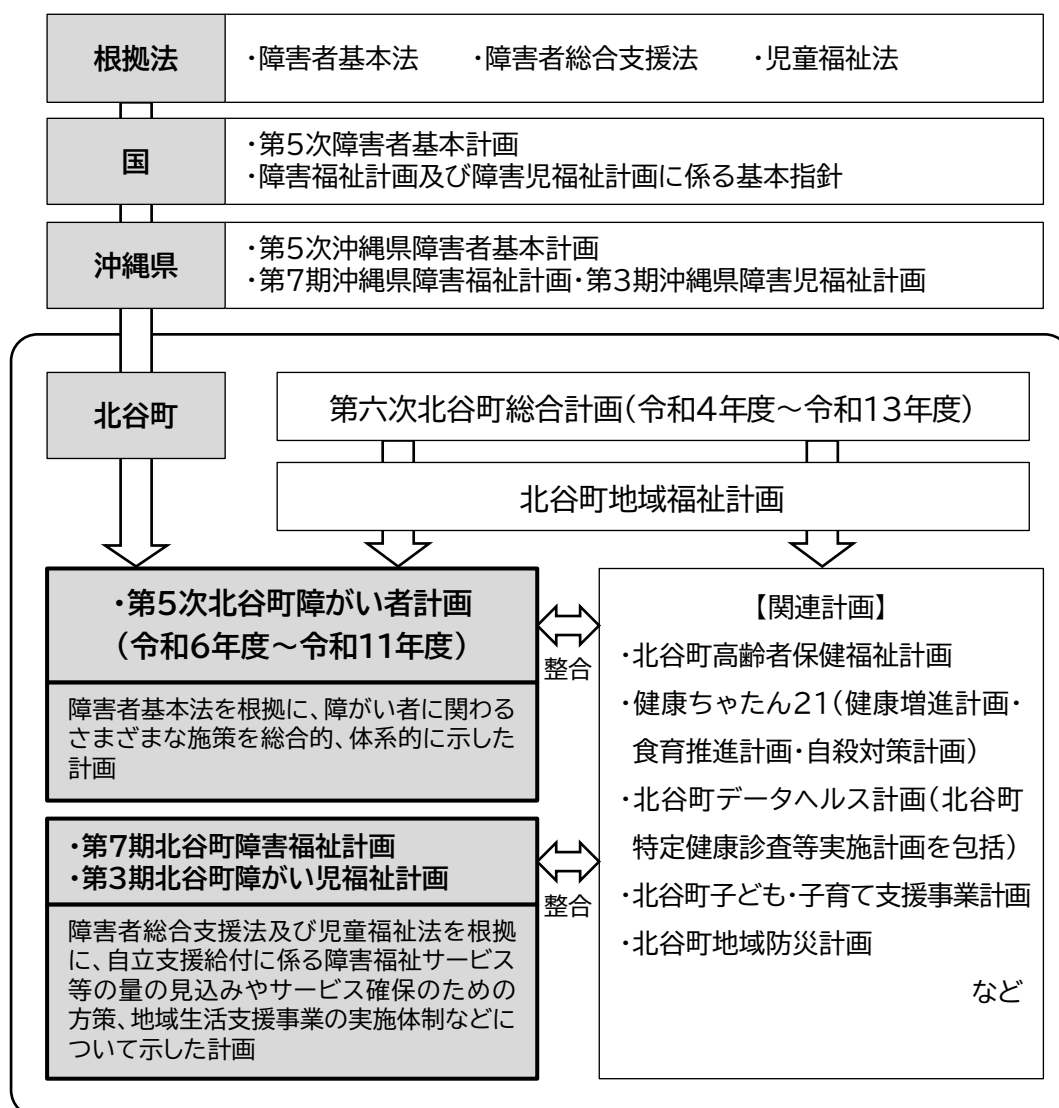
● 障がい児福祉計画

- ・成果目標や障害児通所支援等の見込み量の設定
- ・成果目標の達成方策や障害児通所支援等の確保方策

6. 計画の位置づけ

本計画は、国や県の計画を踏まえ、本町の最上位計画である「第六次北谷町総合計画」をはじめ、「北谷町地域福祉計画」、「北谷町高齢者保健福祉計画」、「健康ちゃん21(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)」、「北谷町データヘルス計画(北谷町特定健康診査等実施計画を包括)」、「北谷町子ども・子育て支援事業計画」、「北谷町地域防災計画」等、関連する他分野の個別計画との整合に配慮した計画です。

<上位・関連計画との関係>



7. 計画の期間

「第5次北谷町障がい者計画」の期間は、現計画の期間を継承し、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。障害福祉計画・障がい児福祉計画は3年を1期としており、「第7期北谷町障害福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

なお、障がい者施策にかかわる法制度等の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、計画期間内であつても必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
国	障害者基本計画						
		第5次障害者基本計画					
県	沖縄県障害者基本計画						
		第5次沖縄県障害者基本計画(令和4年度～令和13年度)					
町	北谷町障がい者計画						
		第5次障がい者計画					
	北谷町障害福祉計画 及び 北谷町障がい児福祉計画						
		第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画及び 第4期障害児福祉計画		